

# 一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会

## 特別支援教育士資格更新規程

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会定款第 43 条に基づき本規程を定める。

第1条 本規程は、「特別支援教育士」(以下、S.E.N.Sと略記)及び「特別支援教育士スーパーバイザー」(以下、S.E.N.S-SVと略記)の資格更新について定める。

第2条 S.E.N.S、S.E.N.S-SVの資格の有効期間は、5年間とする。

2 S.E.N.Sの資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満5年目の12月末日までに「資格更新必修研修」(必修:2ポイント以上)(以下、P)を受講すると共に、次に示すI~IXの領域の中から領域I(必修)を含む2領域以上にわたって、計15P以上を取得していなければならない。

3 S.E.N.S-SVの資格更新に当たっては、資格認定を得た日より満5年目の12月末日までに、「資格更新必修研修」(必修:2P以上)を受講すると共に、次に示すI~IXの領域の中から領域I(必修)を含む3領域以上にわたって、計20P以上を取得していなければならない。

\*「資格更新必修研修(オンライン研修)」のポイントは、参加者4時間:2P、講師1時間:2Pとする。別途定められた交付条件を満たした者にポイントを交付し、会員専用マイページ(以下、マイページ)に掲載する。

ただし、本協会が認めた場合は、ポイントについて本条と異なる取り扱いをすることができる。

I S.E.N.S年次大会もしくは一般社団法人日本LD学会大会への参加(必修:2P以上)

\*主催団体から提出された名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。

\*1回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。

- 1 S.E.N.S年次大会もしくは日本LD学会大会への参加者 … 2P
- 2 単独口頭発表者(ポスター発表を含む)、及び連名発表の筆頭者 … 5P
- 3 連名発表者(筆頭者以外) … 3P
- 4 シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者 … 5P
- 5 大会に伴う小講演などの講師 … 4P
- 6 大会に伴う小講演などの司会者 … 3P
- 7 大会の運営を担当した委員等 … 3P

II 他学会・大会への参加

\*他学会とは、心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体で附則2に記載されているものをいう。

\*内容が明らかになるものを提出する。(II-1 参加者の証明書として有効なものは、参加証、領収書。

II-2~6の証明書は、プログラムの該当ページのコピー)

\*1回の大会参加に当たっては、重複してポイントを取得することはできない。

- 1 学会の年次大会への参加者 … 1P
- 2 単独口頭発表者(ポスター発表を含む)、及び連名発表の筆頭者 … 3P
- 3 連名発表者(筆頭者以外) … 2P
- 4 シンポジウム等の企画者・司会者・話題提供者・指定討論者 … 3P
- 5 大会に伴う小講演などの講師 … 3P
- 6 大会の運営を担当した委員等 … 2P

### Ⅲ LD・ADHD 等に関する研究論文等の発表

\*コピーを提出する。(表紙・目次など執筆部分が明らかになるもの)

\*Ⅲ-3、Ⅲ-4 の他学会とは、心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体で附則 2 に記載されているものをいう。

- 1 一般社団法人日本 LD 学会の機関誌「LD 研究」への研究論文掲載(原著、実践報告など)  
単著 … 10P、共著 … 7P
- 2 一般社団法人日本 LD 学会の機関誌「LD 研究」及び会報への短報等の掲載  
機関誌：単著 … 5P、共著 … 3P  
会報：単著 … 2P、共著 … 1P
- 3 他学会誌への査読付研究論文の掲載  
単著 … 5P、共著 … 3P
- 4 他学会誌への短報等の掲載  
単著 … 3P、共著 … 2P
- 5 研究紀要等への研究論文の掲載  
単著 … 4P、共著 … 2P

\*研究紀要等とは、大学や教育センター等公的機関の紀要、実践障害児教育等の刊行誌、教育センター等で発行の小冊子など

### Ⅳ LD・ADHD 等に関する著書の刊行等

\*表紙、執筆部分が確認できる目次、発行年が分かる奥付の 3 点のコピーを提出する。

- 1 単行本 単著 … 10P、共著 … 5P、分担執筆 … 3P
- 2 編著 単独 … 7P、共編 … 5P、監修 … 5P
- 3 翻訳書 単訳 … 5P、共訳 … 3P
- 4 S.E.N.S 機関誌「LD,ADHD&ASD」 単独 … 3P、分担:2P

### Ⅴ 本協会及び一般社団法人日本 LD 学会が行う研修会等への参加

\*別途定められた交付条件を満たした者にポイントを交付し、マイページに掲載する。

\*1回の研修会で重複してポイントを取得することはできない。

1 参加者 … 上限：12P

\*オンライン研修の場合、2 時間：1P、4 時間以上：2P とする。

\*対面研修の場合、3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。

\*対面研修とオンライン研修を組み合わせた場合のポイントの交付は、対面研修と同様とする。

2 講師 … 上限：12P

\*開催方法にかかわらず、1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。

3 運営委員・司会者 … 上限：12P

\*開催方法にかかわらず、3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。

VI 本協会が認める研修会・ワークショップ等への参加

\*公的機関や学会が開催するもので、その内容が LD・ADHD 等に関するもの。

\*主催者が開催 3 ヶ月前までに本協会に「資格更新ポイント認定申請書」を提出し認められているもの。主催者から提出された名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。

1 参加者 … 上限：5P

\*オンライン研修の場合、2 時間：1P、4 時間以上：2P とする。

\*対面研修の場合、3 時間：1P、5 時間以上：2P とする。

\*対面研修とオンライン研修を組み合わせた場合のポイントの交付は、対面研修と同様とする。

2 講師 … 上限：10P

\*開催方法にかかわらず、1 時間以上：1P、3 時間以上：2P、5 時間以上 3P とする。

\*教育委員会・教育センター等、公的機関が主催した研修会で講師をした場合は、依頼状のコピーを提出する。審査を受け認められればポイントを取得することができる。

VII LD・ADHD 等の発達障害のある児童・生徒に対する実践・指導活動

1 S.E.N.S-SV により指導を受けた実習(1 年間以上にわたるもの) … 上限：10P

\*実践報告及び S.E.N.S-SV の評価を提出する。

審査を受け合格すればポイントを取得することができる。

2 個人での実践 … 上限：10P

(週 1 回、1 年間以上にわたるもの、または週 2 回以上、半年間以上にわたるもの)

\*所属長の証明書及び実践報告(400 字詰め、20 枚以上)を提出する。

(実践報告は、機関誌「LD 研究」の実践報告論文に準じて作成すること)

審査を受け合格すればポイントを取得することができる。

3 都道府県又は区市町村の教育委員会等から委嘱を受けた特別支援教育関連委員としての活動 … 年間 1P

\*特別支援教育関連委員とは、専門家チーム委員、巡回相談員、教育相談員、就学指導委員、教育支援委員等をいう。

\*所属(自身の勤務先)と異なる教育委員会等からの委嘱状のコピーを提出する。

4 学校長から指名を受けた特別支援教育コーディネーターとしての活動 … 年間 1P

\*本協会指定の「特別支援教育コーディネーター」証明書のコピーを提出する。

VIII 海外における LD・ADHD 等に関する学会への参加、または海外研修への参加

\*参加証もしくは領収書、研修の内容がわかる資料を提出する。

1 海外で開催される関連学会への参加等 … 1P

2 1ヶ月以上にわたる海外研修 … 5P

IX 都道府県単位の「S.E.N.Sの会」支部会が主催する研修会への参加

\*各支部会から本協会に所定の実施報告書が提出されているものが該当する。

\*各支部会から提出された名簿に基づき、ポイントを交付しマイページに掲載する。

1 研修会への参加 … 上限：12P

\*オンライン研修参加の場合、2時間：1P、4時間以上：2Pとする。

\*対面研修参加の場合、3時間：1P、5時間以上：2Pとする。

\*対面研修とオンライン研修を組み合わせた場合のポイントの交付は、対面研修と同様とする。

\*講師（開催方法にかかわらず）1時間以上：1P、3時間以上：2P、5時間以上 3Pとする。

2 継続研究会への参加 … 上限：12P

\*継続研究会は、1回2時間以上、年間5回以上の開催を必要とする。参加者の50%以上が有資格者であることを原則とする。

\*継続参加者（1年間8時間以上） … 1年間：4P

第3条 S.E.N.S及びS.E.N.S-SVの資格更新審査を申請する者は、更新手続き期間内に、マイページもしくは資格更新申請書（様式1）により所定の方法で審査料等の費用を納入し申請する。

2 S.E.N.Sの資格更新にかかる費用は、更新審査料：10,000円+消費税、更新登録料（5年間分）：10,000円+消費税、S.E.N.Sの会会費（5年間分）：10,000円（不課税）とする。

3 S.E.N.S-SVの資格更新にかかる費用は、更新審査料は10,000円+消費税、更新登録料（5年間分）：20,000円+消費税、S.E.N.Sの会会費（5年間分）：10,000円（不課税）とする。

第4条 S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第 2 条に示す更新手続きを更新毎に行わなければならない。

第5条 該当する S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV は、第 2 条に定める内容を所定の期日までに申請しなければならない。

2 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、更新手続き期間内に、マイページもしくは事由書により資格更新の保留を申請することができる。更新保留手数料は 4,000 円+消費税とする。保留期間中は S.E.N.S 及び S.E.N.S-SV を呼称することはできない。保留後、次の更新までの期間は、5年間から保留期間を差し引いた期間とする。なお、保留後、資格更新にかかる費用は、第3条に定め

る費用と同額とする。

- 3 保留期間は2年間までとする。ただし、長期病氣療養等やむを得ない事情がある場合には、それを証明する書類を添えて保留期間の延長を申請することができる。

第6条 本規程の改定は、理事会の議決による。

#### 附 則

1. 本規程は、2009年4月1日より施行する。
2. 第2条Ⅱ領域にいう心理学・教育学等に関する全国的な学術研究団体とは次の15学会を指す。
  - ①日本教育心理学会、②日本学校教育相談学会、③日本カウンセリング学会、④日本学校心理学会、⑤日本発達障害学会、⑥日本学生相談学会、⑦日本K-ABCアセスメント学会、⑧日本認知・行動療法学会、⑨日本児童青年精神医学会、⑩日本小児心身医学会、⑪日本小児精神神経学会、⑫日本心理学会、⑬日本心理臨床学会、⑭日本特殊教育学会、⑮日本発達心理学会
3. 本規程は、2011年11月6日に一部改定する。
4. 本規程は、2013年3月3日に一部改定する。
5. 本規程は、2014年3月9日に一部改定する。
6. 本規程は、2015年4月1日に一部改定する。
7. 本規程は、2016年4月1日に一部改定する。
8. 本規程は、2017年4月1日に一部改定する。
9. 本規程は、2017年6月18日に一部改定する。
10. 本規程は、2017年11月12日に一部改定する。
11. 本規程は、2019年11月17日に一部改定する。
12. 本規程は、2021年3月7日に一部改定する。
13. 本規程は、2023年11月12日に一部改定し、2024年4月1日より施行する。